

# 採用後のキャリアパス

労働局の事務官には2つのキャリアパスがあり、入省時に選択することができます。

## 事務官（共通）

ハローワークや労働局における  
働く人の職業の安定、働き方改革関係業務を中心としたキャリアパス

- ・ ハローワーク（公共職業安定所）や労働局職業安定部において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務などを担当していただきます。また、労働局雇用環境・均等部（室）において、働き方改革の推進や、女性の活躍推進に関する企業指導、相談等の業務を担当していただきます（**職業安定**、**人材開発**、**雇用環境・均等**行政の部署に配属されます）。
- ・ 業務が広範なため、入省後はできるだけ多くの異なる業務に就いていただき、係長・専門官などの中堅職員以後は、本人の適性や希望に応じて、各業務のスペシャリストに成長していただくことを期待しています。
- ・ 最終的には、幹部職員としてハローワークや労働局の運営に携わっていただきます。

※ ハローワークや労働局職業安定部、雇用環境・均等部（室）以外に、労働局総務部で勤務することもあります。

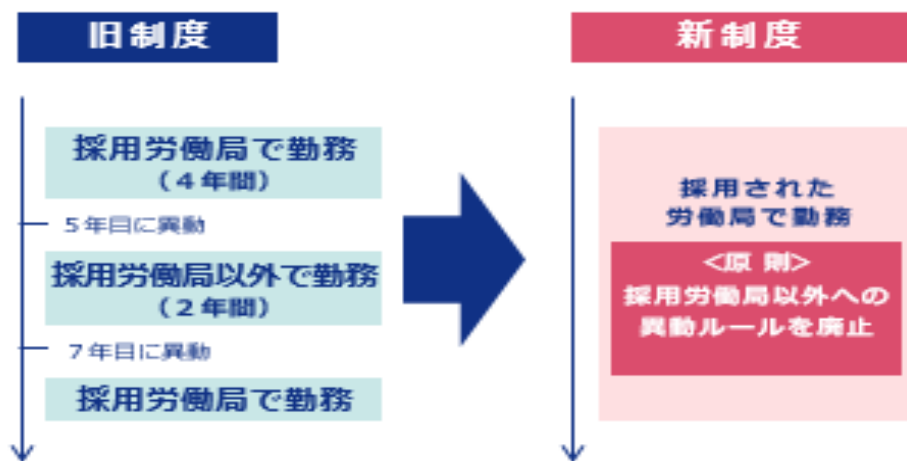
# 人事異動ルールの廃止について

労働局職員（事務官採用）を希望される国家公務員一般職合格者の皆さまへ

採用された労働局以外への定期的な異動ルールが  
**廃止となりました**

（2022年厚生労働省労働局職員採用パンフレット P.9,21）

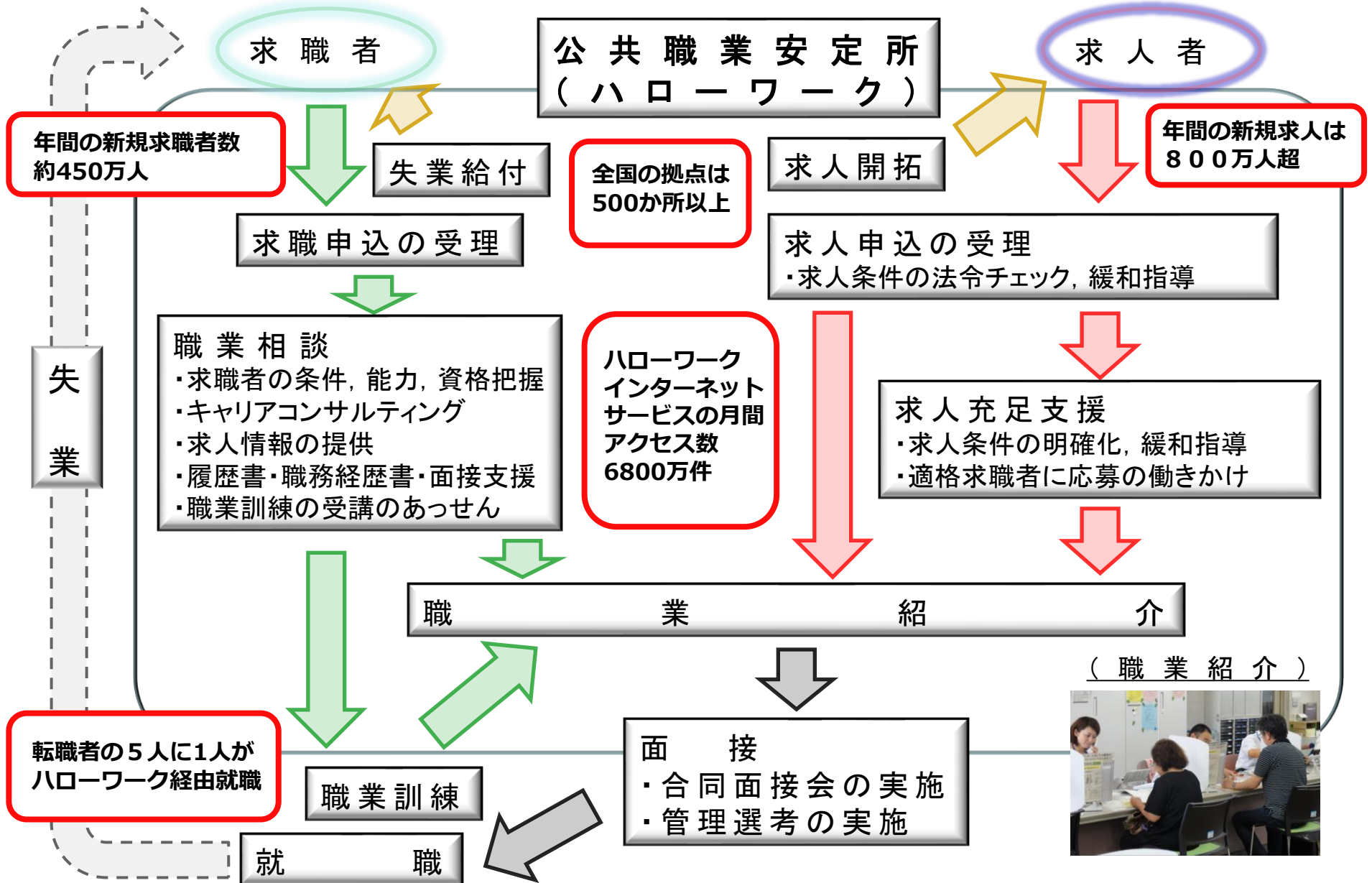
現行制度は採用された労働局に4年間勤務後、5年目で採用されたブロック内（南関東ブロックであれば、東京、神奈川、千葉、山梨）で異動し、2年間勤務した後、7年目で採用労働局に戻る制度となっています。  
今般、この異動ルールが廃止されました。



異動を希望される場合は、

採用された労働局以外での勤務を希望する場合、  
一定の期間、採用ブロック内の他の労働局で勤務をすることができる場合があります。

# 職業安定行政の業務1



# 職業安定行政の業務2



## 効果的な マッチングの推進

### 求人充足支援, 全国ネットワーク による広域マッチングの強化

- ・求人受理時の条件設定に係る助言, 労働法令, 助成金制度のアドバイス
- ・求人ニーズに即した求職者情報の提供
- ・個別求人・求職者情報を共有してマッチング精度を向上させる求人充足会議の実施
- ・公共職業安定所の全国ネットワークを利用して, 管轄を超えたマッチング体制を整備

### ( 就職支援セミナー )



### 職業紹介の質の向上

- ・丁寧な傾聴による求職者ニーズの的確な把握
- ・「+2(プラスツー)サービス」の提案
- ・求人票以上の事業所情報の把握
- ・応募書類作成指導の強化
- ・選考面接における対応のノウハウに関する助言
- ・紹介採否結果・理由を把握, 分析し紹介精度の向上を図る
- ・職員の資質向上のためのキャリアコンサルティング資格取得の推奨

### 業務の基盤となる研修 労働市場の分析等の取組充実

- ・職業相談技法, 労働法令等の専門性の確保, 技能向上に向けた研修の実施
- ・ハローワークシステムを使用した労働市場の分析・公表

### HWの支援を特に必要とする求職者 に対する就職支援の推進

- ・就職支援セミナーの開催で就職意識の喚起・維持
- ・支援金を活用したハロートレーニング(公的職業訓練)の受講あっせん
- ・職業紹介部門と雇用管理指導部門との連携
- ・求職者担当者制・個別求人開拓の実施
- ・外部関係機関(産業雇用労働安定センター・障害者職業センター等)との連携



# 職業安定行政の業務3

## ○ 新規学校卒業予定者に対する就職支援

### 1 甲府新卒応援ハローワークの利用促進

- ① 求人情報の提供・職業相談・職業紹介
- ② 求職活動に役立つ各種セミナーの実施
- ③ 担当者制による個別支援(定期的な求人情報提供, 就職活動の進め方, エントリーシート作成等相談, 面接指導など)
- ④ 臨床心理士による心理的サポート

### 2 就職支援ナビゲーターによる個別支援

- ① 新卒者・既卒者向け求人開拓
- ② 担当者制による個別支援(定期的な求人情報提供, 就職活動の進め方, エントリーシート作成等相談, 面接指導など)
- ③ 学校担当者制による, 出張相談, セミナー等, 各学校のニーズに合わせた支援

### 3 大学等学内での出張相談

ハローワーク職員及び就職支援ナビゲーターが, 定期的に相談会を開催し, 就職相談, 求人情報の提供

### 4 ハローワーク求職登録会

ハローワーク及び甲府新卒応援ハローワークの利用促進を図るため, 各学校を訪問し, 求職登録を勧奨

トータル的にサポート

### 5 合同就職面接会の参加促進

県, 関係団体, 学校等と連携を図り, 参加を勧奨し, HP等による情報提供や求職登録者への情報提供により幅広く周知

### 6 中小企業とのマッチング

若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として認定して, 求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

### 7 経済団体への求人確保要請

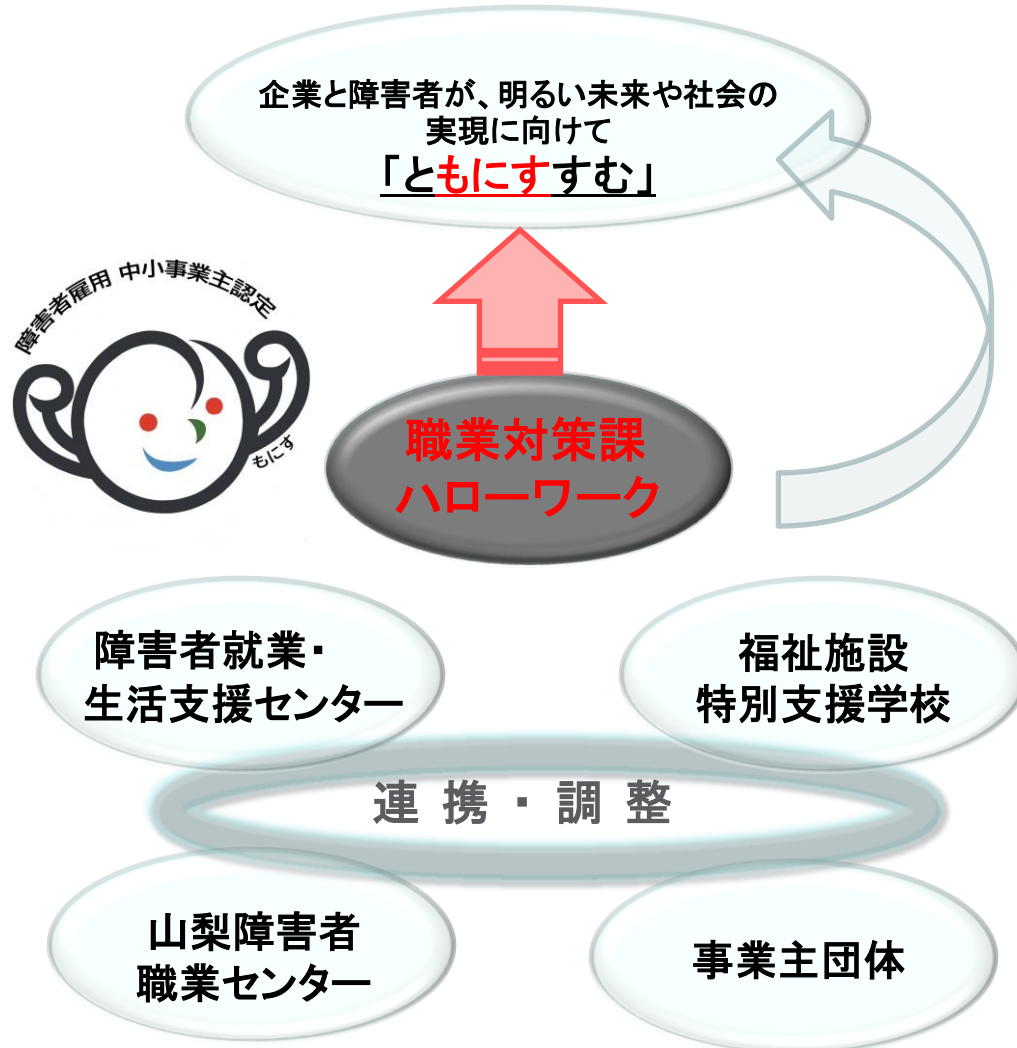
労働局, 県, 教育委員会が, 県内の経済団体に対して, 採用拡大及び求人確保要請

### 8 個別企業への求人要請

労働局, 県, 教育委員会, ハローワーク, 高等学校が, 県内企業を訪問し, 直接, 求人提出を要請

# 職業安定行政の業務4

## ○ 障害者に対する就職支援



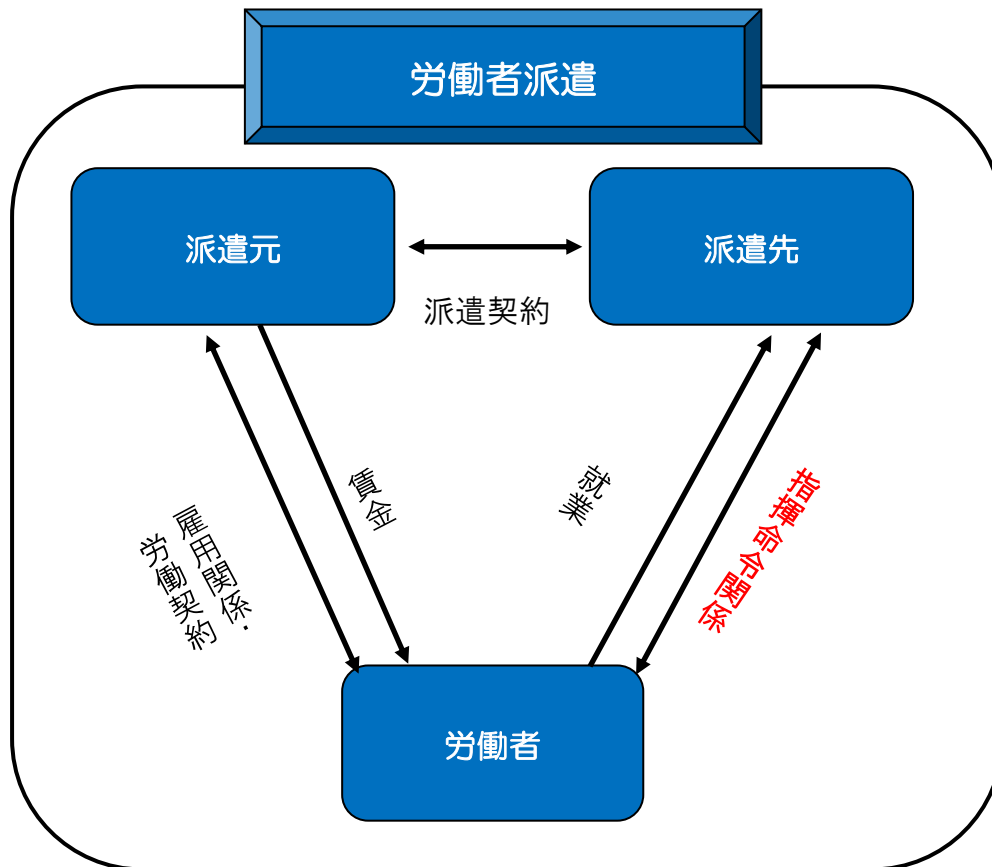
- 1 障害者面接会・管理選考の開催によるマッチングの強化
- 2 法定雇用率の達成指導
- 3 関係機関によるチーム支援の実施
- 4 職場見学・職場実習による企業理解の促進
- 5 セミナー・研修会による障害者雇用意識啓発

### 合同面接会の開催



# 職業安定行政の業務5

## ○ 労働者派遣事業等に関する事務 【職業安定部需給調整事業室】



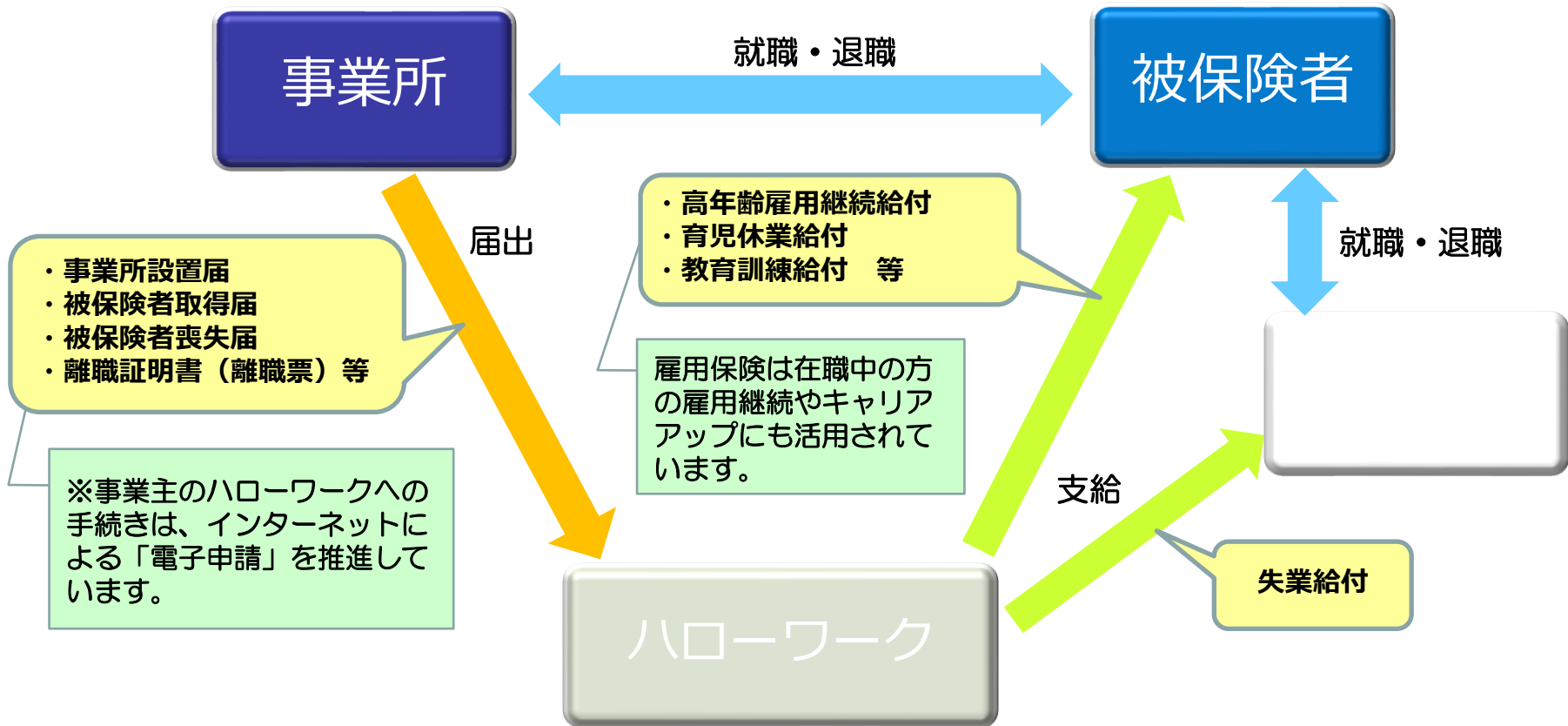
・労働者派遣・職業紹介事業の許可申請に関する事務

・労働者派遣・職業紹介事業所の指導・監督

・派遣労働者等からの申告・苦情相談など

# 職業安定行政の業務6

## ○ 雇用保険の適用・給付



雇用保険部門の主な業務は、「企業に雇用された労働者を雇用保険の被保険者として取得手続きをする、退職した労働者を雇用保険の被保険者から喪失手続き（離職票の交付）をする」、「失業された方に対して、失業給付の額を決定して支給をする。」の2つです。

これらを行うためには、「雇用保険法」だけでなく「労働基準法」などの関係法令等の知識が必要となり、業務を通じて身に付けていきます。



# 職業安定行政の業務7

## ○ 各種助成金の支給事務

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などのために、雇用保険に加入している事業所へ助成金を支給しています。



### ○ 電子申請で、助成金が申請可能に

令和5年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・トライアル雇用助成金一般トライアル雇用コースの電子申請が開始しました。令和5年6月から電子申請の対象助成金が格大し、既に開始しているものと合わせて、ほぼ全ての雇用関係助成金の電子申請が可能になりました。

# 人材開発行政の業務

「ハロートレーニング」は、  
公的職業訓練の愛称  
です！

## 《ハロートレーニング(公的職業訓練)》

- ハローワークでは、求職者に対して、職業訓練のあっせんや、訓練中及び訓練後の就職支援を行います。
- 労働局訓練課では、地域のニーズに即した訓練が実施されるよう、山梨県や山梨職業能力開発促進センターなどの関係機関と連携し、ハロートレーニングの総合的な訓練計画の策定・運営を行います。



ハロトレくん



ハロートレーニング

— 急がば学べ —



### 【主なハロートレーニング】

- ・ものづくり関係(機械CAD・NC、金属加工、電気設備、建築CAD等)
- ・事務関係(パソコン基礎・応用、簿記、医療事務等)
- ・介護関係(介護職員初級、介護福祉士等)
- ・その他  
(調理師、美容師 等)
- ・デジタル関係  
(Webデザイン、HP作成)



### 《その他の事業》

- ・地域若者サポートステーション
- ・外国人技能実習制度
- ・技能検定関係 その他助成金業務など



## 《ジョブ・カードの普及促進》

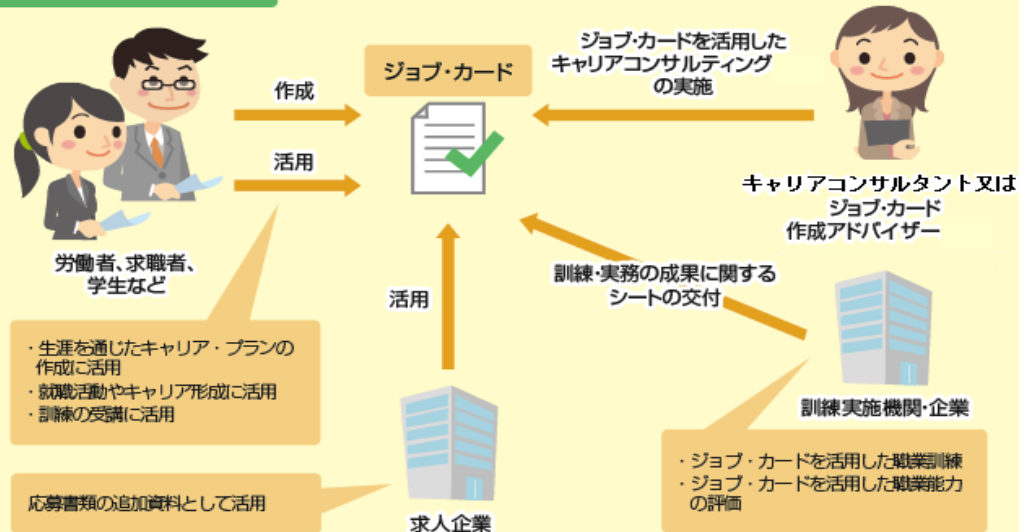
地域におけるジョブ・カードの普及促進に係る業務

働き方を考える

自己アピール

キャリア・プラン

ジョブ・カードの活用例



# 雇用環境・均等行政の業務1

## ○ 女性の活躍推進など多様な人材の活躍促進を行っています。

### ① 女性の活躍推進等

労働者が101人以上の企業に対し女性活躍推進法が義務付けている①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②①を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する情報公表の徹底を図ることにより、企業における女性活躍を推進しています。

また、上記②の行動計画の公表や④の情報公表に当たっては、「女性の活躍推進企業データベース」が利用されるよう促しています。

さらに、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業が申請により受けることのできる「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定を行っています。

「えるぼし」マーク



「プラチナえるぼし」マーク



### ② 雇用の分野における男女の均等の機会及び待遇の確保対策の推進

募集・採用、配置・昇進等において、性別により差別されることがなく、また働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法等の周知を行うとともに、違反企業に対しては行政指導を行い、是正させています。

### ③ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法関係の紛争解決の援助

労働者と事業主の間で妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱やセクシュアルハラスメント等のトラブルが生じている場合、労働局長による紛争解決援助や紛争調整委員会による調停を利用したトラブルの解決を図っています。

### ④ 仕事と家庭生活の両立支援対策の推進

少子高齢化への対策、介護離職防止のためには、男女を問わずすべての労働者が仕事と育児や介護を両立することができる職場環境づくりが重要です。そのため、育児休業や介護休業等が取得しやすくなるよう、育児・介護休業法の周知を徹底するとともに、男性の育休取得促進や両立支援に取り組む企業に対し、取組事例等の提供や「女性の活躍・両立支援 総合サイト 両立支援のひろば」の紹介、助成金支給等の支援を行っています。

また、「次世代育成支援対策推進法」では、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を作り、取り組むよう企業に求めており、労働者が101人以上の企業については、計画を策定・公表し、その旨を労働局へ届け出るよう義務付けています。

計画に定めた目標を達成するなど一定の基準を満たした企業については「子育てサポート企業」として認定し、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみんマークを付与することにより、企業の次世代育成支援対策を推進しています。

くるみんなどの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」も創設されました。

【イクメンプロジェクト ロゴマーク】

育てる男が、家庭を変える。社会が動く。



【くるみん・プラチナくるみん・トライくるみんマーク】



【仕事と介護の両立支援 シンボルマーク トモン】



【くるみんプラス・プラチナくるみんプラス・トライくるみんプラスマーク】



# 雇用環境・均等行政の業務2

## ○ 働き方改革による労働環境の整備や各種支援を行っています。

### ① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するために「パートタイム・有期雇用労働法」の周知を行うとともに、事業主に対し法に基づく行政指導を行っています。  
正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を推進しています。また、「多様な正社員」制度の導入の推進や、職務分析・職務評価の普及促進などを行っています。

### ② 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、「山梨働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて専門家の個別訪問などの技術的な支援を実施しています。

中小企業等における働き方改革が円滑に進むよう、地域の政労使の代表が一堂に会して地域経済や産業・雇用に関する課題について意見交換を行うことができる協議会等を開催し、中小企業・小規模事業者への支援に取り組んでいます。

### ③ 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のため、企業トップ等への働きかけ、先進的な取組についての情報発信、連続休暇を取得しやすい時季を捉えた年次有給休暇取得の集中的な広報、勤務間インターバル制度の導入促進等を行っています。

### ④ 総合的ハラスメント対策の一体的な実施

職場におけるセクハラ、マタハラ、パワハラに関する労働者等からの相談に対応しています。

特別相談窓口の設置等により関係法令の周知を行うとともに、パワハラ防止対策にも一体的に取り組むよう周知を行っております。

関係法令に基づきセクハラ、マタハラ、パワハラ防止措置を講ずるよう、事業主に対し行政指導を行っています。

### ⑤ 個別労働関係紛争の解決の促進

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（民事上の個別労働紛争）が増加しています。

こうした民事上の個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談対応等紛争解決援助サービスを行っています。

### ⑥ 柔軟な働き方がしやすい環境整備等

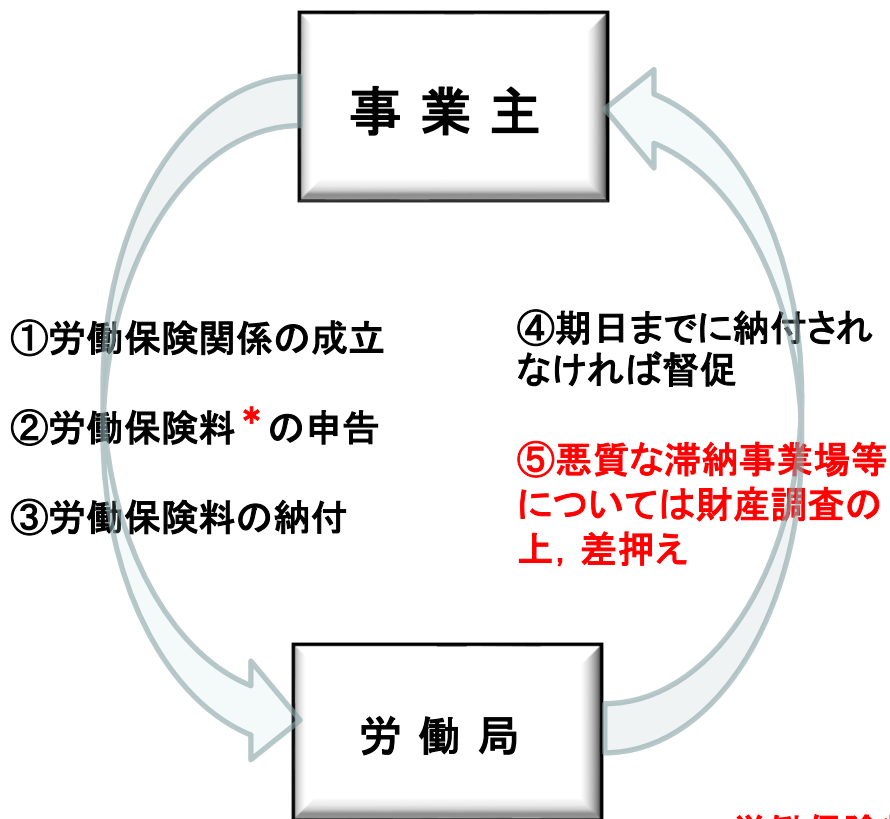
テレワークは、ワークライフ・バランスの実現に資するとともに、多様な人材の能力発揮が可能となる働き方です。

○**雇用型テレワーク**については、適切な労務管理のための、ガイドラインの周知啓発や、助成金の支給による導入支援を行っています。

○**自営型テレワーク**については、契約をめぐるトラブルを防止するためのガイドラインの周知徹底や、自営型テレワークに関する情報提供等を行っています。

# 労働保険適用・徴収業務

## 労働保険関係成立から 保険料納付までの構図



## (保険料の未納に伴う差押の際に使用する書類)

整理番号	差 押 調 書						労働保険特別会計
令和 年 月 日							
山梨労働局 総務部労働保険徴収室							
厚生労働事務官							
下記の滞納金額を徴収するため、下記財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。							
滞納者 (債権者)	住所 氏名又は 名称	労働保険 番号	府県 所 管 掌	基 幹 番 号	枝 番 号		
			1 9 : 3 0 : 1				
年度	区(期)分	納期限	保険料・ 一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考
滞納金額							
債権者	住所	氏名		滞納者が第三債務者に対して有する下記預金口座の払戻請求権(差押通知書到達日までの利息を含む。)			
差押債権	記						
	1. 口座番号						
	2. 預金額						
履行期限	差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。			債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。			
令和 年 月 日 (即時)	令和 年 月 日			令和 年 月 日			
	( )			( )			

\* 労働保険料 労災保険・雇用保険の給付の財源